

令和 5 年度 第 8 回武蔵村山市選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和 5 年 8 月 2 日 (水) 午前 9 時 30 分

1 場 所 中部地区会館 401 大集会室

1 出席委員 (4 名) 柳下 孝次 君 峯尾 正彦 君
宮崎 起志 君 小暮 保 君

1 欠席委員 (0 名)

1 事務局 (3 名) 事務局長 内田 朋英 君
係 長 斎藤 淳 君
書 記 齊藤 怜 君

1 出席説明員 (なし)

1 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 19 号 選挙人名簿登録者の抹消について

第 4 その他

午前 9 時 30 分 開会

委員長 (柳下孝次君) ただいまの出席委員は全員であります。

これより、令和 5 年度第 8 回武蔵村山市選挙管理委員会を開会
いたします。

午前 9 時 30 分 開議

委員長 (柳下孝次君) ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1 『会議録署名委員の指名について』を議題といたし
ます。

会議録署名委員は、武蔵村山市選挙管理委員会規程第 14 条及び第 14 条の 2 の規定により、小暮委員を指名いたします。

日程第 2 『会期の決定について』を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会の会期は、本日限りといたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって、本委員会の会期は本日限りと決しました。

日程第 3 議案第 19 号『選挙人名簿登録者の抹消について』を議題といたします。

本案は、定例的な議案でございますので、議案の朗読及び提案理由については省略し、内容の説明は職員が行います。

事務局長（内田朋英君） それでは、内容の説明をさせていただきます。

本案につきましては、公職選挙法第 28 条の規定に基づく該当者 401 人を選挙人名簿から抹消するもので、8 月 1 日現在における選挙人名簿登録者は、合計 57,850 人でございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

委員長（柳下孝次君） 内容の説明が終わりました。名簿の内容を検討する間、暫時休憩いたします。

午前 9 時 32 分 休憩

【各委員、休憩中に名簿を調べる。】

午前 9 時 36 分 開議

委員長（柳下孝次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3 議案第 19 号の議事を継続いたします。

本案につきましては、御質疑等ございませんか。

【『なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） ないようですので、お諮りいたします。

本案を、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

日程第4 『その他』を議題といたします。

事務局から何かありますか。

事務局長（内田朋英君） 令和5年7月25日付で、令和5年4月23日執行の武蔵村山市議会議員選挙の無効票の閲覧についての開示請求がありました。請求の対象である無効票については、本市情報公開条例第8条第1号、第2号及び第5号に該当するものと考えますので、開示請求には応じず、非開示とする予定でございます。

それでは、別紙に沿って詳細を御説明いたします。

「公文書開示請求書の写し」を御覧ください。令和5年7月25日付で請求者から提出されたものです。「1 請求する公文書の名称又は内容」として、「令和5年市議会議員選挙での無効票」「3 開示区分」は「(1)公文書の閲覧」になります。

次に「公文書非開示決定通知書」を御覧ください。

請求者に対しまして、請求された公文書は開示しない旨を通知するものでございます。通知の日付でございますが、本市情報公開条例第11条第1項及び第12条第1項の規定によりまして、「開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内に」「開示請求者に対し書面により・・・通知しなければならない。」となっております。令和5年8月8日が期限となりますので、委員の皆様のお意見を頂戴しまして、令和5年8月4日付で郵送する予定でございます。実施機関は、本委員会となります。

次に、開示をしない理由を御説明いたします。別紙を御覧ください。

「2 開示をしない理由」を読み上げさせていただきます。

①憲法15条4項は、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」として投票の秘密を保障し、これを受けて、

公職選挙法は、無記名投票の原則（46条4項）、投票用紙公給主義（45条、68条）、何人も投票した被選挙人の氏名等を陳述する義務のないこと（52条）、混同開票主義（66条2項）などの規定を設けるとともに、公権力による投票の秘密の侵害に対して罰則を設けています（226条2項、227条）。また、投票は、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員又は長の任期間、保存しなければならない（71条）とされ、保存に当たっては、開票管理者が、投票を封筒に入れて開票立会人とともに封印するという方法が採られています（公職選挙法施行令76条1項）。これらの規定の趣旨は、正当な選挙人が他から何らかの干渉を受けずに自由な意思で投票することができ、投票後も投票の秘密が守られることによって、選挙が公正に行われることを保障したものと解されます（平成26年（行ウ）第239号／平成26年（行ウ）第272号東京地方裁判所行政文書不開示処分取消請求事件）。これらのことから、選挙管理委員会が保管する投票済みの投票用紙（以下「投票用紙」という。）は武蔵村山市情報公開条例8条1号に該当するため非開示といたします。

②投票用紙については、筆跡や記載内容から、どの選挙人が記載したのか判断できる可能性があり、他事記載を除いた記号式投票の投票用紙の開示の義務付けを求めた判例においても「投票を公にしても投票人が特定される可能性は一切ないことが明らかであるとまで断ずることについては、その根拠に疑問を差し挟む余地が残る」（平成25年（行ウ）第501号東京地方裁判所行政処分取消等請求事件）とされていることから、武蔵村山市情報公開条例8条2号に該当するため非開示といたします。

③公文書の公開請求により、容易に個々の投票用紙が公開されれば、憲法15条4項などで保障された「投票の秘密」が侵害され、正当な選挙人が他から干渉を受けずに自由な意思で投票すること、選挙が公正に行われることなどの選挙を執行する際の前提条件が根底から覆されることとなり、選挙制度や選挙管理委員会に対し、選挙人の信頼を著しく失墜させ、今後の選挙執行にも重大な影響を及ぼすこととなります。よって、武蔵村山市情報公開条例8条5号に該当するため非開示といたします。

補足1 開票開始前の選挙立会人説明会の中で、「選挙立会人の職務等について」として「有効投票の点検後に、効力審査及び

効力判定が終了した有効票、無効票を回示しますので、必要があれば意見を述べてください。」と説明し、実際の回示の際は、開票事務に従事していた職員が選挙立会人の一人ひとりに説明し、御質問などに丁寧に回答させていただいておりました。また、「無効投票の内訳」（参考：平成31年4月21日執行武蔵村山市議会議員選挙の無効投票は371票（白紙投票221票含む）、令和5年4月23日執行武蔵村山市議会議員選挙の無効票は351票（白紙投票210票含む））などが記載された選挙録には、「我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。」として選挙立会人全員の署名をいただいております。これらのことから、開票事務は適正に実施されたことを申し添えます。

補足2 投票用紙は、選挙に関する訴訟の審理に不可欠な資料であることから、滅失毀損等がないよう厳重に保管する必要があり、争訟の審理に必要な場合及び警察又は検察当局から職権による要請があった場合以外は、原則として封印を解くべきではないと解しています。

以上の理由によりまして、非開示とする予定でございます。

なお、この通知書の内容につきましては、東京都選挙管理委員会に報告し、助言をいただいております。また、市文書法制課に確認・審査等もしております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

委員長（柳下孝次君） 説明が終わりました。内容を検討する間、暫時休憩いたします。

午前9時45分 休憩

午前10時09分 開議

委員長（柳下孝次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。本件につきまして、御質疑等ございませんか。

【『なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） ないようですので、お諮りいたします。

本件を、事務局からの説明のとおり非開示とすることに御異議

ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって本件は非開示とすることといたします。

以上で本委員会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第8回武蔵村山市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

※ 閉会后、委員協議会を約10分間開催